

これまでの議論において提示された論点と座長から示された整理

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
<立入検査に関連するもの>		
立入検査時の弁護士の立会い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士立会いを権利として認めるということになると、立入検査の際に、弁護士が現場に来るまで待つことにならざるを得ない。しかし、その間に証拠隠滅がなされる可能性があるし、そもそも、弁護士が来ない限り立入検査ができないということになって妥当でない。したがって、権利として立会いを認めるのではなく、実際の必要性に合わせて、運用において事実上認めるという形にしたほうがよい。権利ではないので告知義務は無いが、運用上、来るまで待つことはないという前提で、告知することはあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査時の弁護士の立会いについては、これを権利として認めるものではなく、したがって、公正取引委員会は、弁護士が到着するまで検査の開始を待つ必要はない。 ・ 弁護士の立会いが認められていることを指針等において明確にする。
行政調査手続に係る予見可能性・透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査の問題については、ガイドラインなり指針を作って明確にすることと、それを当日当事者に対して、何ができるか、何ができないかということも含めて示すということに基本的には尽きるのではないか。 ・ 指針を作成し、それを周知徹底あるいは啓発、啓蒙活動という形で運用すればよく、告知を義務づけるということまでは必要ないのではないか。 ・ 相手方に告知することについては、手続問題であり、また、規則又はガイドラインで行政機関が自らを義務づけることはできるため、それを書けばよい（法律にする必要はない）だけである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公取委が) 具体的にこういった形で検査が行われて、検査が行われた者がこういったことができるのかについて、詳細な指針等を作り、公表する。 ・ 弁護士の立会いが認められていることを指針等において明確にする。(再掲) ・ 任意なのか強制なのかということも相手方に明確にする。 ・ (公取委が) 指針等について広く周知する努力をすると同時に、実際に検査に当たって相手方にも概要を伝えるようにする。
調査対象事業者が求める全ての物件の検査当日の謄写	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査当日のコピーは、かなり取らせてもらっているが、それでも取れる場合と取れない場合とがあり、また、後日公取委に行くとコピー機を持ち込まなくてはいけなくなり煩瑣であるため、検査当日にできるだけコピーは取れること、どの範囲で取れるかということを確認にすればよいのではないか。 ・ 全ての書類を立入検査当日にコピーするというのでは、かなり 	

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
	<p>調査に支障を来すと思われることから、どこまでできるということガイドラインを決めて明確にしていくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査当日の謄写が適正な主張・反論のためということであるとすれば、当日に謄写する必要は必ずしもない。審査規則によりその後の謄写が認められているため、立入検査当日の謄写を権利として認める必要はない。 ・ 権利というよりも、むしろ実質上きっちり運用されれば、今までのような調査に入られた中小企業からの多くの不満が今後なくなるのではないか。 ・ 業務上支障が生じるので当日に謄写させてほしいということであれば、防御権の一環として謄写を認めるべきかという問題ではないため、現在公取委が行っているように、運用として、可能な範囲で謄写を認める枠組みで対応すれば十分である。また、その場合に、その旨を告知することも考えられる。 	
立入検査当日の供述聴取の不実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ リニエンシーの申請は非常に重要であり、事業者はその場で聞いてすぐに様式3を出さなければいけないので、公取委が、一定の範囲でその目的を理解した上で、事業者が従業員にインタビューをする時間を確保できるよう配慮するといったことをガイドライン等に明記すれば、実務上は問題ないのではないか。 	
提出資料の範囲と目録の記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目録がいい加減だという意見については、公取委はきちんと作成していると言っており、どちらが正しいかは分からないが、指針やガイドラインの中でこういう目録を作るのだということを明確にすることが必要だろう。 	
<弁護士・依頼者間秘匿特権に関連するもの>		
弁護士・依頼者間秘匿特権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が安心して包み隠さず弁護士に相談できるようにすることによってコンプライアンスが推進されること、グローバル競争が激しい中で海外当局や民事訴訟において主張を尽くす必要があること、特に競争法分野では、複数の国・地域の競争当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇談会では、秘匿特権に意義があり認めるべきだとの意見が少なからずあったが、制度の拡張解釈や濫用に伴う実態解明機能への懸念が多く示された。現段階でこれを認めることは時期尚

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
	<p>局による同時調査への対応、独占禁止法の難解性から、秘匿特権は必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家権力から処分を受けようとする者が弁護士に相談した際に、その秘密が守られるべきというのは日本国憲法に照らしても基本的な価値であると考えられることから、秘匿特権は当然に認められるべきものである。それは、独占禁止法だけでなく、当然、ほかのどの分野でも認められるべきである。 ・ 秘匿特権を公益につながるものとして受容する文化がない我が国において、国民的議論のないまま秘匿特権を認めた場合、調査に協力するインセンティブが低いこと、あるいは秘匿特権の範囲が必ずしも明確でないということと相まって、違反行為の事実を隠す方向へそれが濫用されるおそれが結構大きいのではないか。 ・ 立法や判例の蓄積なしに認めることは相当ではない。議論すべき課題が多く、結論を出すには至らない。 ・ 濫用防止に対するインセンティブが不十分である。罰則についても立証が難しく、歯止めが利かない。事業者が有益な情報を出すインセンティブ、サボタージュに対するディスインセンティブがなければ機能しない。 <p><調査協力のインセンティブ、調査非協力のディスインセンティブ及び和解・確約制度に関する意見については後掲のとおり></p>	<p>早であるが、懇談会として当該制度を全面的に否定するものではなく、十分検討に値する制度であって、今後の検討課題として、将来、調査権限の強化の問題と並行して、議論を進めていく必要がある。その際には、ここで示された懸念や疑問点を解決できるよう、一層議論を深めていく必要がある。</p>
<供述聴取に関連するもの>		
<p>任意の供述聴取時における弁護士の立会い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導的な質問・執拗な質問・被疑事案と関係ない質問等答えなくていい質問への防御が必要である。 ・ 不意打ちでの圧迫的（かつ長時間に及ぶ場合もある）な聴取では、任意性や信用性に疑義が生じる。 ・ 供述聴取時の弁護士の立会いは、調査の実態解明機能を阻害する面が大きい。供述聴取のときに立会いを認めなければならない必要性というのは、そんなに高くないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士の立会いに関しては、そもそも事実を話すということなので法的な助言を得る必要性がないということから、弁護士が立ち会う必要性についての疑問というのがかなり出された。弁護士の立会いについて、これを認める方向の報告書をまとめるということは困難ではないか。 ・ 聴取に当たって、きちんと休憩時間を取って、

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事情を話してくださいと言われる従業員に聞かれていることは、彼ないし彼女が体験した事実をしゃべるだけのことであり、それを超えて法的評価であるとか何かをするわけでない。 <p>＜調査協力のインセンティブについて＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限方式の裁量型課徴金（欧州では行政制裁金）を設けて、法人事業者の協力、非協力の度合いによって最終制裁金額に差異を付けられることが不可欠である。その場合、実現可能性を優先させるため、現行の課徴金額（カルテルについては売上高に最高で 20% を乗じた額）を上限とすることが相当である。 ・ リニエンシーの減額を裁量的にして、協力しなければリニエンシーを与えない、ないしは協力をフルにすれば減額率が高くなるというような制度にして、喜んで客観証拠を出すような制度設計をすべきである。 ・ 裁量型課徴金制度の有効性の議論が妥当しない領域というのは現在でもある。 ・ この懇談会自体、審査手続の見直しで防御権の確保というのを目的としているのだと思うので、裁量型というのはついでに議論をするということではなくて、今後の議論にはあり得るのかもしれないが、ここでついでに解決するというには趣旨としても違う。 ・ 課徴金額の上限が現行の水準 20% でいいのかというと、それでは不十分だと思う。課徴金の算定期間は日本では 3 年だが、EU・アメリカでは制限はないし、EU の場合は 10 年を超えるというのが普通である。 <p>＜調査非協力のディスインセンティブについて＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被疑名宛人の防御権について国際的なイコールフットイングやグローバルスタンダードを求めるのであれば、少なくとも、米国反トラスト法や EU 競争法並みの競争当局による調査の非協 	<p>その休憩時間には、必要があれば弁護士と相談できるようなことを（指針等に記載することで）担保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の在り方について任意と審尋を明確にすべきだという御意見があり、そのこと自身については特に反対はなく、今後調査していくときに、審尋ではなくて任意のものであるということを明確化した形で、相手にもそれが伝わる形で調査すべき。

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
	<p>力に対する執行手続上の峻厳な制裁とセットでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の設計としては、確かに供述聴取中心主義よりは、報告命令をかけて、それでどんどん証拠を得られるという EU 型のほうがいい。そのためには、多分、報告命令違反に対するサンクションをどうするかということを考えていかななくてはいけない。 ・（防御権の強化については）協力のインセンティブの付与とか、あるいは弁護士の濫用行為に対する制裁の強化とセットで議論する必要がある。ただ、弁護士に対する懲戒については、いわゆる非違行為が中心であるので、どこで機能するのだろうか、偽証に対する立証は難しいであろうし、アメリカのように裁判所侮辱罪といったものがない制度の下でどこまで機能するのかという点も気になっている。 ・証拠を示したにもかかわらず、否定したり、異なる供述を行っているような場合は、明らかに虚偽陳述であり独禁法第 94 条に該当するので、公取委が告発すればよいのではないか。（この点について、公正取引委員会から、供述の食い違いがあったとしても、意図して虚偽の陳述を行っていることを立証することは難しい旨、また、覚えていない、分からないといった不誠実な対応を行っていた場合に、虚偽を立証することは難しく、これまでに告発に至った事例はない旨の説明があった。） <p><和解・確約制度について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に指摘されているとおり、審査手続の審査の段階、事実解明の段階で協力のインセンティブは与えられるものではなくて、審査の終了、手続の終了に向けた協力のインセンティブを与えるものにすぎないというのはそのとおりであるが、その範囲で一定の協力のインセンティブがあるのではないかと考えられるので、確約、和解制度というのも是非ともというか、できれ 	

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
<p>審尋における弁護士の立会い</p>	<p>ばセットで導入していけばいいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（審尋は）出頭命令をかけられてという状況なので、立会いの重要性、法的助言の必要性が高い。（弁護士が立ち会うと審尋が）やりにくいということであれば、オプションとして、弁護士への相談、いわゆる接見交通権と似たようなものを考えていただきたい。 ・審尋は刑事手続とは異なり身柄拘束を行うものではないというのが出発点である。 ・刑事手続において、事件関係人から接見の希望があってもすぐに取調べを中断するわけではなく、捜査に顕著な支障が生じない時期に接見を指定することが認められている。独占禁止法の場合も、これと同じような発想で弁護士と相談する機会を与えることが考えられてよい。 ・任意調査も審尋も、基本的には国民が事実解明に対して協力する義務があることを前提にしているものであって、間接強制としての罰則は、協力義務を真摯に履行しないことに対する行政的な罰則であると考えられるから、ここで議論されている手続保障に関して、両者は基本的には同じ扱いでよいのではないか。 	
<p>供述聴取過程の検証可能性の確保（録音・録画）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全過程の録音・録画は、聴取や調書が適正なものであるのか否かを事後的に検証することを可能にするものであり、それによる不当な調査の防止が大いに期待できる。また、独禁法の調査が供述聴取に多くを頼る中で、その透明性、適正性を確保し、任意性の有無についての争いを回避するために録音・録画はその有効な手段であることは明らかだ。ただし供述人の萎縮の問題や供述人の保護についても検討する必要がある。 ・事情聴取が適正に行われていたかということを経験すると、この役割は持つのだと思う一方で、（録音・録画を）入れたことによって真相解明、実態解明に与える影響が大きいのであれば、それはやはり考慮しなければならず、入れるということは 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に限定した形で読み聞かせ、この部分だけに限定してどうかという御提案があった。ただ、それに対しても、やはりそれが表に出るということによる萎縮効果というものがあるのではないかとかなり疑問や懸念が示されたので、この懇談会として導入すべきだというふうな提言をするだけの合意はできていないのではないかと。

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
	<p>慎重に考えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（会社から従業員に対して）社内制裁が加わるので、従業員はそういう圧力の下で聴取に臨まなければいけない。そうすると、従業員は後で録音・録画が出てくるということを前提とすると、それは会社に漏れるだろうということを考えて聴取に臨まざるを得ないが、これは非常に大きな問題ではないか。 ・ 審尋の場合は、さすがに刑罰がかかりますので、これは言わざるを得ませんでしたという言い訳が従業員の側にある程度はできるのではないか。任意と強制というところを分けて、どちらについて考えているのかということを明確にしないと結論がはっきりとした報告書にならないのではないか。 	
<p>行政調査手続に係る 予見可能性・透明性の 確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩時間を適切に取って弁護士等と相談する機会をきちんと設けることに関しては、ガイドライン等でその点を明確にして、公表する必要があるのではないか。 ・ 標準的な行政調査手続の内容や流れを公表するといった手段を導入してはどうか。 ・ 供述聴取が任意であるということ、何ができるかということを立て入検査のときと同様に、マニュアル等の指針に明記して、告知することがよいのではないか。 ・ 審尋に応じなければならないという義務がある状態での手続保障を議論するのであれば、事件関係人のほうで、自分が受けている聴取の法的意味を分かっている必要があるのでは、それが任意聴取なのか、それとも審尋なのかを、公取委が事件関係人にあらかじめ告知することが必要なのではないか。 ・ 休憩時間を必ず取る、弁護士が相談できるというようなことについて、指針等を書いて、事前に当事者に対して告知するという制度を確保する。それで問題点が解決できないのかどうかという点をまずは検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴取に当たって、きちんと休憩時間を取って、その休憩時間には、必要があれば弁護士と相談できるようなことを（指針等に記載することで）担保する。（再掲） ・ 調査の在り方について任意と審尋を明確にすべきだという御意見があり、そのこと自身については特に反対はなく、今後調査していくときに、審尋ではなくて任意のものであるということを明確化した形で、相手にもそれが伝わる形で調査すべき。（再掲）

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
<p>供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（供述調整等の懸念への手立てを打つなどにより聴取の円滑な遂行が妨げられないことを前提として）聴取中に何を聞かれたかについてメモを取ることは、適正な供述を行う一助となる。 ・聴取時における供述人の不安感への対応は必要であり、若干の便宜のためにメモの録取を認めてもよいのではないか。 ・供述聴取が適正に行われているかどうかを検証、担保するために従業員がメモを取ったところで、それが正確で公平な内容である保証はない。メモぐらいはと考えずに、全体の中で冷静に検討すべきである。 ・供述人が供述聴取を受けた時間、休憩時間や聴取回数等をメモすることを認め、聴取が執拗に行われた場合には、それを基に苦情を申し立てることができるようにすればよいのではないか。 ・供述人が詳細なメモを作成することが目的であれば、供述調書の写しの交付と同様に、審査官の関心事項や手持ち情報が関係者間で共有され供述内容の調整が容易になるなどの弊害が生じることになるのではないか。 ・供述人の記憶喚起が目的であれば、供述聴取中に作成しなくても、休憩時間中に作成することが可能ではないか。 ・4～5時間の聴取で1回の休憩しかないとする、休憩時まで聴取の内容を記憶しておくことは困難な場合もあるのではないか。 ・任意の場合はメモの録取を条件に応じればよいということだと思いが、審尋についても合理的な範囲で認められるべきではないか。そして、聴取後に弁護士と相談するとき最低限記憶喚起ができる程度の単語やアジェンダをメモするぐらいであれば支障にならないのではないか。 	
<p>供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札談合やカルテルでは、「意思の連絡」という当事者間の認識・認容が立証の中心となっているところ、調査継続中に供述調書の写しを交付すると、これを用いた口裏合わせの可能性が 	

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
	<p>否定できない。この点が刑事事件の場合とは異なる独占禁止法事件の重要な側面である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の進行中に供述調書の写しを交付することは、供述調整や違反行為を認定されないようにするために使用されることが十分に考えられ、適切な防御権とはいえない。 ・ 調査の全体像が出ていない途中段階で一つ一つ供述調書を開示していくのは不適當ではないか。処分前手続や処分取消訴訟などの場で企業側が反論できるように、そこに至るまでの間の証拠開示を充実していく方向のほうがいいのではないか。 ・ 平成25年の独占禁止法改正により導入される処分前手続における調書の閲覧・謄写に関する運用状況を見定めてから検討すべきである。 	
自己負罪拒否特権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続である審尋に関して、憲法第38条の保障として自己負罪拒否特権が保障されることはない。政策的な判断で保障するのかということを考えてみても、他の行政制裁と整合的な説明はできないと思われ、認めることは難しい。 ・ 犯則調査に移行する可能性があるという点については、審尋において得られた供述を刑事手続で使わないことが保障されていけば十分である。 	
供述調書の作成過程の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰り返し執拗に同じことを責め立てるといふ、行き過ぎた問題はあられるかもしれないため、それに対しては、何らかのルール化というものはあっていいのではないか。 ・ 例えば、休憩を何分取ったとか、聴取を合計何時間行ったといった聴取状況をこまめに記録することを義務づけて、企業側から不満があればきちんとそれを開示するというような、調査が適正に行われているかを確認する手段は検討されてもいいのではないか。 ・ 処分前手続に移行する段階において、供述調書の修正等を申し立てる機会を与えるなど、より防御の充実が図られる工夫の余地がないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴取に対する不満とか苦情なりについての申立ての機会について、現状よりももっと充実したしっかりしたものにしていくべき。

論点	これまでの議論における主な意見	座長から示された整理
	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性の確保の観点からは、異議申立てに対してどのような対応がなされたのかを事後、公表するということが大切である。 ・聴取を受ける従業員の不安感への対応としては、公正取引委員会の責任において、できるだけ第三者的、中立的な体制を取って対応することが適切ではないか。 ・苦情申立て制度があったとしても、公正取引委員会に否定されれば結局水掛け論となってしまう。申立てについては、公正取引委員会以外の第三者が受け付ける必要がある。 ・苦情申立て制度は、不当な取調べが迅速に是正されることと、円滑な調査手続が阻害されないことの2つの要請のバランスを取らないといけない。その観点から、申立て先は内部の上級機関（例えば5人の合議体としての公正取引委員会）とするのが妥当ではないか。 ・調査に対する異議申立てという制度は、審尋については強制的なものだから作る意味があるが、任意の供述聴取については、異議があるのであればそもそも調査に応じなければいいのであるから、異議申立ての制度を作るという発想は非常に違和感がある。 	